

○ 渋川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める  
条例

平成 27 年 3 月 13 日

条例第 17 号

改正 平成 29 年 6 月 22 日 条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 次号又は第 3 号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 第 1 号被保険者 法第 9 条第 1 号に規定する者をいう。
- (3) 第 2 号被保険者 法第 9 条第 2 号に規定する者をいう。
- (4) 包括的支援事業 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する事業をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 地域包括支援センターは、次条各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員の員数)

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らそ

の職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を終了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

（平29条例27・一部改正）

（職員の員数の例外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの職員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

- (1) 市の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満となった場合
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、前条の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると渋川市高齢者福祉推進委員会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認

める者により構成されるものをいう。次号及び次条において同じ。) において認められた場合

- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると渋川市高齢者福祉推進委員会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	職員配置基準
おおむね1,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(運営)

第6条 地域包括支援センターは、渋川市高齢者福祉推進委員会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。)附則第2条第1項及び第2項の規定に

より介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6  
6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者  
並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例に  
よることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則  
第140条の66第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定  
による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚  
生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合  
を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。